

四日市市告示第 48 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	北浜3号線	北浜町199	5.9~13.4 4.0~8.0 5.9~13.4	65.7 65.7 65.7	区域を変更する 幅員を変更する No.1
		北浜町199			
		北浜町199			
2	北浜2号線	北浜町199	5.8~7.1 2.5~9.7 5.2~11.7	103.3 213.2 213.2	区域を変更する 幅員を変更する No.2
		北浜町190			
		北浜町5 北浜町190			